

陶工房利用者 各位

陶工房における粘土等残置取扱い運用の見直しについて

平素より札幌芸術の森陶工房をご利用いただきありがとうございます。

さて、本年1月に意見交換会を開催し、作陶に伴う粘土等の保管スペースのとり方や期限についてご意見を伺いました。

いただきましたご意見を参考に、法律家や産業医、市の所管部局に諮りながら、下記1のとおり運用を改定し、令和6年度より運用いたしますのでご案内いたします。

なお、運用改定に伴い物品保管先についても変更し、下記の作業日程で実施することとしましたので、あわせてお知らせします。

記

1 陶工房の粘土や釉薬、道具の残置について

期限や取扱いについて(別紙1「陶工房における粘土等残置取扱い」のとおり)

2 工房内の物品保管先の変更

釉薬の保管は、希望者に一定区画を付与するため、同一サイズのスペースが確保できる陶土保存室内の棚に変更します。(別紙2「物品保管平面図」)

(1) 陶土保存室内の発泡スチロールの移動(3月28日から4月10日)

釉薬保管場所の変更に伴い、陶土保存室内の粘土や作品が納められている発泡スチロールを、スペース確保のため一時的にワークショップルームの一角に職員が移動させます(4月10日(水))。職員による作業前に利用者ご自身で移動させたい方は、スペースを空けておきますので、3月28日から4月9日までにご移動願います。

(2) 粘土や釉薬、道具の移動(4月11日から4月25日)

- ① 釉薬を指定場所に移していただき、あわせて、ワークショップルーム内に仮置きしている発泡スチロールを、新たな保管棚に移動いただきます。
- ② 道具棚は、横並びで新たに1台設置し、その上で全ての棚を3分割し、

道具保管スペースを確保します。

- ③ 粘土、釉薬、道具について、保管棚を使用される方は、棚ごとに保管スペース使用の手続きを行っていただきます。

(3) スペースを超える物品、移動のない物品への対応(4月26日以降)

提供スペースを超える物品については、お持ち帰り願います。

移動のない物品や保管スペースを越えた物品は、4月26日以降、一時的に陶工房2階に移しますが、改定後の粘土等残置取扱いを準用し、保管期間を経過しても引き取りがない場合は、芸術の森にて処分させていただきます。

以上

札幌芸術の森

掲出期間:令和6年4月30日